

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第101号

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「出生した者の氏名並びに」を削る。

第4号様式2中「京都市国民健康保険料領収済通知書」を「京都市国民健康保険料納入

「
済通知書」に、
「
年度
京都市国民健康保険料納付書
を
」

「
年度 原符
京都市国民健康保険料納付書
に、「京都市国民健康保険料領収書」を「京都市
」

国民健康保険料領収証書」に、「この領収書」を「この領収証書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)